

整理番号 2019P-122
補助事業名 2019年度 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動 補助事業
補助事業者名 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

「チャイルドライン」には年間 20 万件もの声が子どもたちから寄せられる。その中にはいじめに関する相談や自死念慮を抱えたものもある。チャイルドラインの活動だけで完結するのではなく、子どもの話に耳を傾ける大人が増えること、子どもが SOS のサインを発したときに、周りの大人が適切に受けとめられる土壌づくりが必要だと考える。

また、地域で子どもが過ごせる場所や関係の必要性などを社会に提言し、国や各自治体の施策づくりや大人の意識改革につなげていく。

(2) 実施内容

①子どもが生きやすい社会をつくるための広報・社会発信事業

●2019チャイルドライン年次報告の作成

2018年度の電話およびチャット事業で寄せられた子どもの声のデータや、活動から見える子どもたちの状況と社会課題、チャイルドライン活動の現状や課題などを広く社会に伝えるための資料として制作した。8月15日に発行し、活動への理解を広げるため、支援者やマスメディア、児童相談所等の関係機関などに配布した。

団体ウェブサイトへも掲載し、一般の方も閲覧・ダウンロードできるようになっている。

<https://childline.or.jp/supporter/report>

【配布先の相談機関】

教育委員会（都道府県、政令市）	77 箇所	精神保健福祉センター	69 箇所
児童相談所	228 箇所	消費生活センター	47 箇所
地方法務局（人権擁護課）	50 箇所	弁護士会	54 箇所
都道府県警（少年相談担当課）	52 箇所	いのちの電話	55 箇所

11月20日チャイルドライン支援議員連盟と協働で国会議員や関係省庁の担当者に向けて子どもの状況報告として、チャイルドライン年次報告を中心にチャイルドラインがとらえている子どもの現在の状況について報告をした。また、チャイルドラインフリーダイヤル10年間のデータ分析の中間報告からみえる子どもの居場所についての報告も実施した。

●学校以外の場所での子ども広報

全国こども食堂支援センターむすびえの協力を得て、全国各地のこども食堂にチャイルドライン周知カードとポスターを配布した。

②子どもが利用しやすい相談環境の整備・強化事業

●スーパーバイズ機能の強化

昨年度実施したアンケートに基づき、プロジェクトチームで支え手（スーパーバイザー）研修の組み立てについての検討およびプログラムのブラッシュアップを行い、プログラムの内容についてエリア会議で全国の実施団体からの意見をとりあげ研修プログラムを完成させた。

支え手研修プログラムについては、希望する実施団体に赴き、研修内容の共有を図ったが、2020年2月以降、新型コロナウイルスの影響で一部研修の実施が延期された。（8か所実施3か所延期実施1か所未実施）

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4012764#4012764>

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4012765#4012765>

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4012762#4012762>

<http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/1252/4012763#4012763>

2 予想される事業実施効果

①子どもが生きやすい社会づくりのための広報・提言事業

社会発信を国や省庁、マスメディアと支援者や一般の方、両面からアプローチを行うことは、子どもの周囲にいる大人が、傾聴の大切さや実践方法を知ることになり、子どもに適切に関われるよう、また、子どものSOSのサインを意識するようになるような意識変革につながる。

また、全国子ども食堂支援センターむすびえの協力を得て、全国各地の子ども食堂にチャイルドライン周知カードとポスターを配布したことで、子どもにとっても、日常的に様々な場で目に触れる存在となり、より相談へのハードルを低下させることができると考えている。

②子どもが利用しやすい相談環境の整備・強化事業

支え手のスーパーバイズ機能を高めることで、受け手に安心安全な環境を提供することで、自己の成長や課題を認識し、参加意欲を高めることができ、質の向上や、活動の持続性向上にもつなげることができる。そのことにより、新型コロナウイルス禍において寄せられる様々な子どもの声にも対応できる体制をつくっていくことができるようになる。

また、オンラインチャットは2019年6月からの毎週木曜日と金曜日の常設化、11月からの毎月第3土曜日を実施日として追加したことで、子どものニーズに応じていく体制の拡充につながった。今後もさらに体制を拡充していく。

3 補助事業に係わる成果物

- (1) 補助事業により作成したもの
2019チャイルドライン年次報告



- (2) (1) 以外で当事業において作成したもの
該当なし

4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名： 認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
(ニンテイトクテイヒエイリカツドウホウジン チャイルドラインシエンセンター)
住 所： 〒162-0808
東京都新宿区天神町14 神楽坂藤井ビル5階
代 表 者： 代表理事 小林 純子 (ダイヒョウリジ コバヤシ ジュンコ)
担 当 部 署： 事務局 (ジムキョク)
担 当 者 名： 事務局員 寺地 理奈 (ジムキョクイン テラチ リナ)
電 話 番 号： 03-5946-8500
F A X： 03-5946-8501
E - m a i l： info@childline.or.jp
U R L： https://childline.or.jp/